

早期是正措置の概要

区分	自己資本比率		措置の概要
	現行の国際統一基準	修正国内基準	
1	8% 未滿	4% 未滿	原則として資本の増強に係る措置を含む経営改善計画の提出及びその実行命令
2	4% 未滿	2% 未滿	資本増強計画の提出及び実行、配当又は役員賞与の禁止又は抑制、総資産の圧縮又は増加抑制、高金利預金の受入れの禁止又は抑制、営業所における業務の縮小、営業所の廃止、子会社又は海外現法の業務の縮小、子会社又は海外現法の株式の処分等の命令
2の2	2% 未滿	1% 未滿	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併または銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令
3	0% 未滿	0% 未滿	<p>業務の一部又は全部の停止命令</p> <p>但し、以下の場合には第二区分の二以上の措置を講ずることができる。</p> <p>① 金融機関の含み益を加えた純資産価値が正の値である場合。</p> <p>② 含み益を加えた純資産価値が負の値であっても</p> <p>i) それまでの経営改善計画や個別措置の実施状況と今後の実現可能性、ii) 業務収支率等収益率の状況、iii) 不良資産比率の状況、等を総合的に勘案の上、明らかに純資産価値が正の値となる見込みがある場合。</p> <p>なお、同区分に属さない金融機関であっても、含み損を加えた純資産価値が負の値である場合や、負となることが明らかに予想される場合は、業務停止命令を発出することがありうる。</p>

(注1) 全ての金融機関に対し、流動性不足等を原因とする業務停止命令(銀行法第26条第1項、第27条)を発出することがありうる。

(注2) 第二区分、第二区分の二又は第三区分に該当する金融機関であっても、当該金融機関が合理的と認められる経営改善計画を策定し、同計画が比較的短期で確実に達成できると見込まれる場合は、当該金融機関の属する区分より上の区分の措置を講ずることができる。

自己資本比率規制の概要

○ 国際統一基準 (BIS基準)

[対象金融機関・・・海外営業拠点 (海外支店又は海外現地法人) を有する金融機関]

[算式]	基本的項目 + 補完的項目 - 控除項目	
	$\text{自己資本比率} = \frac{\text{基本的項目} + \text{補完的項目} - \text{控除項目}}{\text{リスク・アセット}} \geq 8\%$	

- (参考) 1. 基本的項目 (Tier1) とは、資本勘定 (資本金、法定準備金、剰余金等) の額をいう。
2. 補完的項目 (Tier2) とは、①有価証券含み益の45% (低価法の場合)、②不動産の再評価差額金の45%、③貸倒引当金 (債特勘定を除く)、④負債性資本調達手段 (Upper Tier2) としては永久劣後債等、Lower Tier2 としては期限付劣後ローン等の合計額をいう。
3. 但し、補完的項目の額は、基本的項目の額を限度として算入が可能。また、補完的項目における Lower Tier2 は、基本的項目の額の 1/2 を限度として算入が可能。
4. 控除項目とは銀行間における意図的な資本調達手段の持合いに相当する額をいう。
5. リスク・アセットとは、資産の各項目にそれぞれのリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額をいう。
6. リスク・ウェイトの例
- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| リスク・ウェイト 0%・・・国債、地方債、現金等。 | リスク・ウェイト 10%・・・政府関係機関債等 |
| リスク・ウェイト 20%・・・金融機関向け債権 | リスク・ウェイト 50%・・・抵当権付住宅ローン |
| リスク・ウェイト 100%・・・通常のローン | |

○ 修正国内基準

[対象金融機関・・・海外営業拠点のない金融機関]

[算式]	基本的項目 + 補完的項目 - 控除項目	
	$\text{自己資本比率} = \frac{\text{基本的項目} + \text{補完的項目} - \text{控除項目}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4\%$	

- (参考) 1. 基本的項目、控除項目、リスク・アセットの算定方法等は国際統一基準と同じ枠組み。
2. 補完的項目については、国際統一基準と異なり、有価証券含み益の45%を含めない。

新 聞 発 表

平成10年11月10日

金 融 監 督 庁

早期是正措置の発動基準についての改正の概要

早期是正措置の発動基準についての改正の概要

早期健全化法では、資本増強スキームと早期是正措置との効果的連携が求められており、それを具体化するために、早期是正措置の発動基準を定めた銀行法施行規則第21条の2等を以下のとおり改正する必要がある。（11月16日に公布し、同日施行予定）

○ 第1区分＝過少資本行

（自己資本比率4～8%（国際行）又は2～4%（国内行））

⇒ 早期是正措置に基づく命令として提出・実行を求める経営改善計画の中に「原則として資本の増強に係る措置を含む」こととする。

○ 第2区分＝著しい過少資本行

（自己資本比率2～4%（国際行）又は1～2%（国内行））

⇒ 早期是正措置に基づく命令として提出・実行を求める計画について、「資本の増強に係る」ものであることを明確化する。

○ 第2区分の2＝特に著しい過少資本行〔新設〕

（自己資本比率0～2%（国際行）又は0～1%（国内行））

⇒ 早期是正措置に基づく命令として、「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施すること」を規定する。（早期健全化法第3条第3項の具体化）

○銀行法施行規則改正案 新旧対照表

改正案

現行

(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)
第二十一条の二 法第二十六条第二項の総理府令・大蔵省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ総理府令・大蔵省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)
第二十一条の二 法第二十六条第二項の総理府令・大蔵省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ総理府令・大蔵省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分	海外営業拠点を有する銀行	海外営業拠点を有しない銀行	命令
	国際統一基準に係る自己資本比率 八パーセント以上	国内基準に係る自己資本比率 四パーセント以上	
非対象区分	国際統一基準に係る自己資本比率 八パーセント以上	国内基準に係る自己資本比率 四パーセント以上	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画(原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。)の提出の求め及びその実行の命令
第一区分	国際統一基準に係る自己資本比率 四パーセント以上 八パーセント未満	国内基準に係る自己資本比率 二パーセント以上 四パーセント未満	
第二区分	国際統一基準に係る自己資本比率 二パーセント以上 四パーセント未満	国内基準に係る自己資本比率 一パーセント以上 二パーセント未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 三 総資産の圧縮又は増加の抑制

自己資本の充実の状況に係る区分	海外営業拠点を有する銀行	海外営業拠点を有しない銀行	命令
	国際統一基準に係る自己資本比率 八パーセント以上	国内基準に係る自己資本比率 四パーセント以上	
非対象区分	国際統一基準に係る自己資本比率 八パーセント以上	国内基準に係る自己資本比率 四パーセント以上	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第一区分	国際統一基準に係る自己資本比率 四パーセント以上 八パーセント未満	国内基準に係る自己資本比率 二パーセント以上 四パーセント未満	
第二区分	国際統一基準に係る自己資本比率 〇パーセント以上 四パーセント未満	国内基準に係る自己資本比率 〇パーセント以上 二パーセント未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一 自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 三 総資産の圧縮又は増加の抑制



第三 区分	第二 区分	国際統一基準 に係る自己資 本比率 ○パーセント 未満	国際統一基準 に係る自己資 本比率 ○パーセント 以上 二パーセント 未満	国内基準に係 る自己資本比 率 ○パーセント 未満	国内基準に係 る自己資本比 率 ○パーセント 以上 一パーセント 未満	業務の全部又は一部の停止の 命令	<p>四 取引の通常の場合に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制</p> <p>五 一部の営業所における業務の縮小</p> <p>六 本店を除く一部の営業所の廃止</p> <p>七 子会社又は海外現地法人の業務の縮小</p> <p>八 子会社又は海外現地法人の株式又は持分の処分</p> <p>九 法第十条第二項各号に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務、法第十一条の規定により営む業務又は担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)その他の法律により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>十 その他金融監督庁長官が必要と認める措置</p>
----------	----------	---	---	---------------------------------------	---	---------------------	--

第三 区分	国際統一基準 に係る自己資 本比率 ○パーセント 未満	国内基準に係 る自己資本比 率 ○パーセント 未満	業務の全部又は一部の停止の 命令	<p>四 取引の通常の場合に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制</p> <p>五 一部の営業所における業務の縮小</p> <p>六 本店を除く一部の営業所の廃止</p> <p>七 子会社又は海外現地法人の業務の縮小</p> <p>八 子会社又は海外現地法人の株式又は持分の処分</p> <p>九 法第十条第二項各号に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務、法第十一条の規定により営む業務又は担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)その他の法律により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>十 その他金融監督庁長官が必要と認める措置</p>
----------	---	---------------------------------------	---------------------	--

2 前項の表中「海外営業拠点」とは、外国に所在する支店又は法第十六

条の第三項第一号に掲げる会社(銀行が発行済株式(議決権のあるものに限る。)(の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式)議決権のあるものに限る。)(又は持分を所有しているものに限る。)(であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

3 第一項の表中「国際統一基準」とは、法第十四条の二に規定する基準(次項及び第五項において「自己資本比率基準」という。)(のうち海外営業拠点(前項に規定する海外営業拠点をいう。次項において同じ。)(を有する銀行に係るものをいう。

4 第一項の表中「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外営業拠点を有しない銀行に係るものをいう。

5 第一項の表中「自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率をいう。

6 第一項の表中「子会社」とは、法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。

7 第一項の表中「海外現地法人」とは、法第十六条の三第一項各号に掲げる会社(銀行が発行済株式(議決権のあるものに限る。)(の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。)(又は持分を所有しているものに限る。)(をいう。

第二十一条の三 銀行が、その自己資本比率(前条第五項に規定する自己資本比率をいう。以下この条及び第三十五条において同じ。)(が当該銀行が従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知つた後、速やかに、その自己資本比率を当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融監督庁長官に提出した場合)には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、当該銀行の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行の自己資本比率以下の自己資本比率に係る同表の区分(非対象区分を除く。)(に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該銀行について、当該銀行が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。

2 前条第一項の表の第三区分に該当する銀行の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。)(の合計額が貸借対照表の負債の

257 同上

第二十一条の三 銀行が、その自己資本比率(前条第五項に規定する自己資本比率をいう。以下この条及び第三十五条において同じ。)(が当該銀行が従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知つた後、速やかに、その自己資本比率を当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融監督庁長官に提出した場合)には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、当該銀行の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行の自己資本比率以下の自己資本比率に係る同表の区分(非対象区分を除く。)(に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該銀行について、当該銀行が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。

2 前条第一項の表の第三区分に該当する銀行の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。)(の合計額が貸借対照表の負債の

部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

一 証券取引所に上場されている有価証券 自己資本比率の算出を行う日(以下「日」の項において「算出日」という。)の証券取引所における最終価格に基づき算出した価額

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券 算出日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

三 不動産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

四 前三号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの 当該評価した価額

3 前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する銀行の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 銀行が預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等を行った同条第一項に規定する救済金融機関に該当する場合には、当該銀行について、当該銀行が該当する前条第一項の表の区分に応じた命令は、当該銀行の自己資本比率以上の自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令とする。

5 銀行が預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行である場合には、当該銀行について、当該銀行が該当する前条第一項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に掲げる命令とする。

部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

一 証券取引所に上場されている有価証券 自己資本比率の算出を行う日(以下「日」の項において「算出日」という。)の証券取引所における最終価格に基づき算出した価額

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券 算出日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

三 不動産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

四 前三号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの 当該評価した価額

3 5 同上

弾力運用省令

○大蔵省令第十三号

銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十八条の規定に基づき、銀行に対する早期是正措置制度の弾力的な運用に関する省令を次のように定める。

平成十年二月二十七日

大蔵大臣 松永 光

銀行に対する早期是正措置制度の弾力的な運用に関する省令

銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)以下「規則」という。第二十一条の二第二項に規定する海外営業拠点をも有しない銀行が、その自己資本比率(同条第五項に規定する自己資本比率をいう。以下同じ。)が当該銀行が従前に該当していた同条第一項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その自己資本比率が確実に四パーセント以上となるための合理的と認められる計画を大蔵大臣に提出した場合には、当該銀行の自己資本比率は、同表の非対象区分に係る自己資本比率とみなす。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

(この省令の失効)

第二条 この省令は、平成十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

(経過措置)

第三条 この省令の施行前に、規則第二十一条の二第二項に規定する海外営業拠点を有しない銀行から、その自己資本比率が確実に四パーセント以上となるための合理的と認められる計画が大蔵大臣に提出されている場合には、当該銀行の自己資本比率は、同条第一項の表の非対象区分に係る自己資本比率とみなす。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、この限りでない。

[長官談話]

住友信託銀行と日本長期信用銀行の合併構想について

1. 本日、住友信託銀行、日本長期信用銀行両行から、合併する方向で、今後具体的な検討を進めていく旨の報告を受けた。
2. 両行によれば、今回の合併構想により、これまで両行が培ってきた銀行業務、信託業務、投資銀行業務におけるノウハウ、人材、顧客基盤等を融合し、更なる効率経営の推進を図り、より優れた金融サービスを顧客に提供して、ビッグバンをリードしていきたいとのことである。
また、併せて、日本長期信用銀行からは、資産の健全性の抜本的改善や徹底した経営合理化を実施する方針であるとの報告を受けた。
3. 金融監督庁としては、関係法令の規定に則り手続きを進めていくこととなる。今回の合併構想は、業態を越えた合併であり、また、合併後の銀行は、有数の資金量を基盤として、両行の得意分野を活かした新しいタイプの金融機関を目指すものであり、21世紀を展望した金融再編の嚆矢となるものと考えられる。また、こうした取り組みは、顧客・市場からの信認を得て、金融システムの安定に大きく資するものであり、高く評価し、歓迎するものである。
なお、日本長期信用銀行については、今般の主要行に対する検査の一環として、最近の市場の動向等をも勘案し、早急に検査を行うことを考えている。
4. 金融監督庁としては、大蔵省、日本銀行とも今後、緊密に連携をとりつつ、合併構想の円滑な実施のため、最大限の支援を行っていく所存である。

内閣総理大臣の談話

——— 住友信託銀行と日本長期信用銀行の合併について ———

本日、

- ①日本長期信用銀行から、住友信託銀行との合併を前提に、抜本的な不良債権処理、リストラを含む経営合理化策を発表するとともに、
- ②住友信託銀行から、日本長期信用銀行と前向きに合併に向けた交渉を続けていくとの報告があった旨、

金融監督庁長官より報告を受けました。

私は、かねてより申し上げている通り、金融システム全体の危機的状況は絶対に起こさないとの固い決意の下、わが国金融システムの安定と内外の信認の向上に全力をあげて取り組んでいきたいと考えております。その意味で、今回、両行が合併をより具体的に推進することについて合意したことは、わが国金融システムの安定に資するものと考えられ、高く評価したいと考えます。

政府としては、本合併構想がわが国の金融システムの安定と国民経済の円滑な運営に資するとの観点から、最大限の支援を行っていきたいと考えております。

金融監督庁長官談話

——— 住友信託銀行と日本長期信用銀行の合併について ———

1. 住友信託銀行（以下、「住友信託」という。）と日本長期信用銀行（以下、「長銀」という。）は、本年6月26日に合併構想を発表し、現在、その具体化に向けて鋭意検討を進めているところであるが、本日、①長銀から、合併を前提に、抜本的な不良債権処理、リストラを含む経営合理化策を発表するとともに、②住友信託から、長銀と前向きに合併に向けた交渉を続けていく、との報告を受けた。

2. 当庁としては、両行の合併構想は、今後進められていく金融再編の動きに対応することを目的とするものであるとともに、わが国金融システムの安定に資すると考えており、今回の長銀の経営合理化策は、こうした両行の合併構想の具体化を着実に進展させるものとして、評価したい。

3. 合わせて、長銀は、本年9月期に、合併を前提とした不良債権の抜本的な処理を行うことにより、一時的に過少資本となることから、
 - ① 市場の信認を回復するため、資本増強を行う必要があることから、金融機能安定化緊急措置法に基づく資本注入を申請する予定である、
 - ② これに伴い、長銀の経営責任を明確化するため、同行の増沢会長、大野木頭取は可及的速やかに退任するなど所要の措置を講じる予定である、との報告を受けた。

4. 当庁としては、金融機能安定化緊急措置法に基づく長銀への資本注入について、両行の合併がわが国金融システムの安定に資するものである

こと、及び長銀の自己資本の充実の状況が改善されなければわが国における金融の機能全体に対する内外の信頼が大きく低下するとともに、信用秩序の維持と国民経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあることを踏まえ、申請があれば適切に対応する予定である。

5. 金融監督庁としては、今後とも、大蔵省及び日本銀行と緊密に連絡をとりながら、金融システムの安定に万全を期す考えである。

日本長期信用銀行の検査結果について1. 検査基準日：平成10年3月31日

2. 平成10年3月末

(1) 総資産査定結果

<u>I分類</u> （Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産）	<u>21兆 8,926億円</u>
<u>Ⅱ分類</u> （個別に適切なリスク管理を要する資産）	<u>3兆 347億円</u>
<u>Ⅲ分類</u> （最終の回収に重大な懸念が存する資産）	<u>1兆 1,254億円</u>
<u>Ⅳ分類</u> （回収不可能又は無価値と判定される資産）	<u>1,373億円</u>
総資産	26兆 1,900億円

(2) 自己資本の状況

自己資本額	7,871億円
要追加償却・引当見込額	▲ 2,747億円
<u>小計</u>	<u>5,124億円</u>
<u>含み損益</u>	<u>▲ 1,684億円</u>
（うち有価証券等	▲ 2,432億円）

- (注) 1. 要追加償却・引当見込額は、当局査定に当行の償却・引当基準を適用して算出したもの。
2. 億円未満切り捨て。

3. 平成10年9月末見込

(1) 総資産査定結果

<u>I分類</u> (II分類、III分類及びIV分類としない資産)	<u>19兆 5,200億円</u>
<u>II分類</u> (個別に適切なリスク管理を要する資産)	<u>3兆 3,000億円</u>
<u>III分類</u> (最終の回収に重大な懸念が存する資産)	<u>8,000億円</u>
<u>IV分類</u> (回収不可能又は無価値と判定される資産)	<u>5,200億円</u>
総資産	24兆 1,500億円

(注) 6月末の資産査定を基準として、9月末までに起こった後発事象を加味したものの。

(2) 自己資本の状況

<u>自己資本額</u>	<u>1,600億円</u>
<u>含み損益</u>	<u>▲ 5,000億円</u>
(うち有価証券等)	▲ 5,200億円)

(注) 自己資本額は、検査結果を踏まえた当行による試算。

総資産の査定結果

10年3月末

(単位：億円)

	分類状況				総資産
	I	II	III	IV	
当局査定 (a)	218,926	30,347	11,254	1,373	261,900
自己査定 (b)	233,538	23,917	4,445	—	261,900
(a) - (b)	▲ 14,612	6,429	6,808	1,373	—

(注) 億円未満切り捨て。

10年9月末見込

(単位：億円)

	分類状況				総資産
	I	II	III	IV	
当局査定	195,200	33,000	8,000	5,200	241,500

(注) 当局査定は6月末の資産査定を基準として、9月末までに起こった後発事象を加味したものの。

資料7 - 4 - 5 日本長期信用銀行に対する過去3回の資産査定状況

資産分類区分	検査基準日	平成10年3月31日	平成8年4月16日	平成4年1月10日
分類(分類、分類及び分類としない資産)		2兆8,926億円	2兆666億円	3兆2,999億円
分類(個別に適切なリスク管理を要する資産)		3兆347億円	2兆7,798億円	1兆2,920億円
分類(最終の回収に重大な懸念が存する資産)		1兆1,254億円	9,157億円	297億円
分類(回収不可能又は無価値と判定される資産)		1,373億円	2,095億円	77億円

(注) 億円未満切り捨て

* 平成11年1月29日 国会提出(衆議院・予算委員会、提出時の表題：日本長期信用銀行に対する資産査定状況)